専決処分について

次の事項について、令和4年3月31日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、 承認を求める。

令和4年5月23日提出

春日市長 井 上 澄 和

春日市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、都市計画税に係る税負担の調整措置の特例、地域決定型地方税制特例措置等に関し、春日市都市計画税条例(昭和60年条例第9号)の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、春日市都市計画税条 例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

春日市長 井 上 澄 和

春日市都市計画税条例の一部を改正する条例

春日市都市計画税条例(昭和60年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2条(見出しを含む。)中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第3条(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4条(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5条(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第17条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22 条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条を附則第18条とする。

附則第16条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同条を附則第17条とする。

附則第15条中「附則第7条及び第9条」を「附則第8条及び第10条」に、「附則第7条 及び第10条」を「附則第8条及び第11条」に、「第10条及び第11条」を「第9条、第11 条及び第12条」に、「附則第10条から第12条まで」を「附則第11条から第13条まで」 に、「附則第12条の「農地」を「附則第13条の「農地」に、「附則第12条の「前年度 分」を「附則第13条の「前年度分」に、「附則第13条」を「附則第14条」に改め、同 条を附則第16条とする。

附則第14条中「附則第12条」を「附則第13条」に改め、同条を附則第15条とする。 附則第13条を附則第14条とし、附則第12条を附則第13条とする。

附則第11条中「附則第7条」を「附則第8条」に改め、同条を附則第12条とする。 附則第10条中「附則第7条」を「附則第8条」に改め、同条を附則第11条とする。 附則第9条中「附則第7条」を「附則第8条」に改め、同条を附則第10条とする。 附則第8条を附則第9条とする。

附則第7条中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加え、同条を附則第8条とする。

附則第6条を附則第7条とし、附則第5条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

第6条 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第17条の改正規定(同条 を附則第18条とする部分を除く。)及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の春日市都市計画税条例の規定(次項に規定する規定を除 く。)は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分まで の都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の附則第17条の規定は、令和 3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税に ついては、なお従前の例による。